# 内部監查担当者 資格認定細則

## 改廃履歴

Rev	改廃内容	実 施 日	作 成 者	承 認 日
1. 0	初版	H171201	監査部	H171128
1. 1	名称変更(基準→要領) 改廃条文削除	H190401	監査部	H190330
1. 2	名称変更(要領から細則へ)および書式変更(目次の追加等)	2010.04.01	監査部	2010.03.17
1. 3	内容の明確化等表現の修正	2010.07.15	監査部	2010.07.02
2. 0	機構改革に伴う変更(監査部→監査室)および同理由 による資格認定者の変更(監査部長→総務部長) 認定候補者に主査を追加	2012.04.01	監査室	

## 目 次

- 第1条目的
- 第 2 条 資格認定
- 第 3 条 内部監查担当者資格認定候補者
- 第 4 条 基礎研修
- 第 5 条 資格認定期間と管理

### 内部監查担当者資格認定細則

規程番号 6001-0202-00-細

制定日 2006年12月01日 改正日 2012年04月01日

#### (目 的)

第 1 条 本細則は、内部監査機能の充実、強化を図る目的で、内部監査規程第2条で定める監査担当者資格認定に関する詳細を定める。

#### (資格認定)

第 2 条 内部監査担当者は、<u>監査室</u>が実施する内部監査担当者資格認定基礎研修を修了した者とする。

#### (内部監查担当者資格認定候補者)

- 第 3 条 内部監査担当者資格認定候補者は、次の条件を全て満たした者とする。
  - ①内部監査担当者資格を有していない者
  - ②部長、副部長、主幹、係長、主査の中から総務部長が認め、指名した者

#### (基礎研修)

- 第 4 条 総務部長は、人事教育計画に従い、資格認定候補者に内部監査担当者資格認定基礎 研修を受講させる。
  - 2 内部監査担当者資格認定基礎研修は、次の項目を含まなければならない。
    - ①内部監査に関する社内規程
    - ②監査の種類ごとに必要とされる監査の基礎知識

#### (資格認定期間と管理)

- 第 5 条 内部監査担当者の資格認定期間は、次の日のいずれか新しい日付を起点として、その 3年後の日が属する年度の終了日までとする。
  - ①前条の研修修了の日
  - ②内部監査に従事した場合は、最後に従事した日
  - ③ <u>総務部長</u>が認めた内部監査担当者資格認定の更新研修を受講した場合は、最終の受講日
  - 2 認定者の管理は総務部長が行う。